

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市上水道小瀬水源

水源種別: 地下水(深井戸)

採水の場所: 関市上日立(上日立集会場)

項目	水質基準項目	検査回数	年間												理由		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
4	水銀	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
5	セレン	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
6	鉛	3ヶ月毎			●			○			●			●		4	基準値の5分の1超過
7	ヒ素	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸性窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	新規項目につき検査回数の減不可
10	シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
12	フッ素	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
13	ほう素	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
15	1,4-ジオキサン	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26	臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に2回省略不可
27	総トリハロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29	ブromोजクロロエタン	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30	ブromホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32	亜鉛	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
34	鉄	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
35	銅	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
37	マンガン	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
42	ジェオスミン	年1回						○								1	水源が地下水であるため
43	2-メチルイソボルネオール	年1回						○								1	水源が地下水であるため
44	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎			●			○			●			●		4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45	フェノール類	年1回						○								1	基準値の5分の1以下
46	有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 9 25 9 9 51 9 9 25 9 9 25

○ 検査項目  
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所:

小瀬水源地下水質検査室及び神野計装室水質計器

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市上水道白金水源

水源種別: 地下水(深井戸)

採水の場所: 関市下迫間(下迫間公民館)

項目	水質基準項目	検査回数	年間												理由		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
4	水銀	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
5	セレン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
6	鉛	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸性窒素	3ヶ月毎			○				○					○		4	新規項目につき検査回数の減不可
10	シアン	3ヶ月毎			○				○					○		4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎			○				○					○		4	3ヶ月に1回省略不可
12	フッ素	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
13	ほう素	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
15	1,4-ジオキサン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	3ヶ月毎			○				○					○		4	3ヶ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○					○		4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロホルム	3ヶ月毎			○				○					○		4	3ヶ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○					○		4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジブロモクロロエタン	3ヶ月毎			○				○					○		4	3ヶ月に1回省略不可
26	臭素酸	3ヶ月毎			○				○					○		4	3ヶ月に2回省略不可
27	総トリハロメタン	3ヶ月毎			○				○					○		4	3ヶ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○					○		4	3ヶ月に1回省略不可
29	ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎			○				○					○		4	3ヶ月に1回省略不可
30	ブロモホルム	3ヶ月毎			○				○					○		4	3ヶ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○				○					○		4	3ヶ月に1回省略不可
32	亜鉛	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
34	鉄	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
35	銅	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
37	マンガン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
42	ジェオスミン	年1回							○							1	水源が地下水であるため
43	2-メチルイソボルネオール	年1回							○							1	水源が地下水であるため
44	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎			●				○			●		●		4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45	フェノール類	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
46	有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 9 24 9 9 51 9 9 24 9 9 24

○ 検査項目  
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所:

白金水源地検査室及び関工業団地ポンプ所水質計器

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市上水道広見水源

水源種別: 地下水(深井戸)

採水の場所: 関市太平台(千足太平台公園)

水質基準項目	検査回数	年												年間	理由
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎			○				○			○		○	4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎			○				○			○		○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎			○				○			○		○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
13 ほう素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○				○			○		○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○			○		○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○				○			○		○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○			○		○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎			○				○			○		○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○				○			○		○	4	3ヶ月に2回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎			○				○			○		○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○			○		○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎			○				○			○		○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○				○			○		○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○				○			○		○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
34 鉄	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月毎			●				○			●		●	4	基準値の5分の1超過
40 蒸発残留物	3ヶ月毎			●				○			●		●	4	基準値の5分の1超過
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回							○						1	水源が地下水であるため
43 2-メチルイソボルネオール	年1回							○						1	水源が地下水であるため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎			●				○			●		●	4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 9 26 9 9 51 9 9 26 9 9 26

○ 検査項目

● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所:

広見水源地下水質試験室及び千足予備水源水質計器

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市上水道東志摩水源

水源種別: 地下水(深井戸)

採水の場所: 関市関ノ上(関ノ上東公民センター)

水質基準項目	検査回数	年間												理由	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎			○				○					○	4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
13 ほう素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に2回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
34 鉄	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月毎			●				○			●		●	4	基準値の5分の1超過
40 蒸発残留物	3ヶ月毎			●				○			●		●	4	基準値の5分の1超過
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回							○						1	水源が地下水であるため
43 2-メチルイソボルネオール	年1回							○						1	水源が地下水であるため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎			●				○			●		●	4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 9 26 9 9 51 9 9 26 9 9 26

○ 検査項目

● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所:

東志摩水源地水質検査室及びテクノハイランド増圧ポンプ所水質計器

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市上水道白金第2水源

水源種別: 地下水(深井戸)

採水の場所: 関市側島(側島公民館)

水質基準項目	検査回数	年間												理由	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎			○				○					○	4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
13 ほう素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に2回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○				○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
34 鉄	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回							○						1	水源が地下水であるため
43 2-メチルイソボルネオール	年1回							○						1	水源が地下水であるため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎			●				○			●		●	4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 9 24 9 9 51 9 9 24 9 9 24

○ 検査項目  
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所: 白金第2水源地下水質検査室

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市上水道武芸川水源(第1種水源種別: 地下水(浅井戸))

採水の場所: 関市武芸川水道管理室

水質基準項目	検査回数	年間												理由	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎		○				○		○				○	4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎		○				○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎		○				○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
13 ほう素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○				○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎						○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○				○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎		○				○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○				○		○				○	4	3ヶ月に2回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎		○				○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎		○				○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○				○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○				○		○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
34 鉄	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月毎		●				●		○				●	4	基準値の5分の1超過
40 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回								○					1	水源が地下水であるため
43 2-メチルイソボルネオール	年1回								○					1	水源が地下水であるため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		●				●		○				●	4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 25 9 9 25 9 9 51 9 9 25 9

○ 検査項目  
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所: 谷口コミュニティ消防センター

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市上水道武芸川水源(第2種水源種別: 地下水(浅井戸))

採水の場所: 武芸川浄化センター

水質基準項目	検査回数	年間												理由	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎		○			○		○				○		4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎		○			○		○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎		○			○		○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
13 ほう素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○		○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○		○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○		○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○		○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎		○			○		○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○		○				○		4	3ヶ月に2回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎		○			○		○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○		○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎		○			○		○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○		○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○		○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
34 鉄	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月毎		●			●		○				●		4	基準値の5分の1超過
40 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回								○					1	水源が地下水であるため
43 2-メチルイソボルネオール	年1回								○					1	水源が地下水であるため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		●			●		○				●		4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 25 9 9 25 9 9 51 9 9 25 9

○ 検査項目  
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所: 武芸川浄化センター